

## 青少年非行防止等啓発業務委託企画提案（プロポーザル）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、青少年非行防止等啓発業務を委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（プロポーザルの参加方法）

第2条 プロポーザルに参加を希望する者は、別に定める「青少年非行防止等啓発業務委託企画提案（プロポーザル）募集要項」に基づき、参加手続きをとるものとする。

（委託先候補の選定方法）

第3条 別に定める「青少年非行防止等啓発業務委託受託者選考審査委員会」（以下「審査委員会」という。）は、提案者から提出された企画提案書の書類審査及びプレゼンテーションによる提案内容の聴取を踏まえて多角的に審査し、最も優れた提案者を委託先候補として選定する。

2 選定に係る審査は、原則として次の各号により行う。

（1）第一次審査

県民生活課において企画提案書等の提出状況を確認し、次の要件を満たしていない場合は、失格とする。

ア 応募書類が全て整っていること。

イ 応募資格要件を満たしていること。

（2）第二次審査

第一次審査を通過した提案者を対象として、別に定める「審査委員会」において、企画提案書の書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最優秀提案者を選定する。

（評価項目及び評価基準）

第4条 前条の審査を行うための評価項目及び評価基準は、別に定める「青少年非行防止等啓発業務委託受託者選考要領」に基づくものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、プロポーザル実施に係る必要な事項は「審査委員会」で定める。

附 則 この要領は、令和8年2月25日から施行する。